

“ちいさな企業”未来部会に おける主要検討課題について

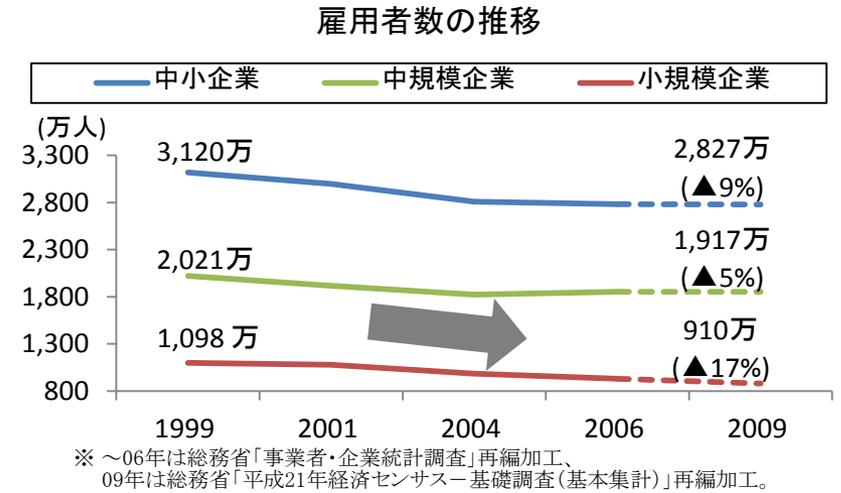
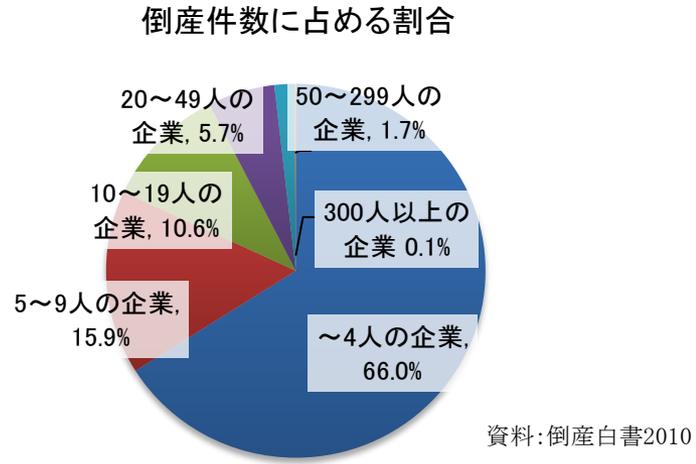
検討項目

1. 中小企業政策全体における中小・小規模企業の位置付け
・・・P. 2
2. 中小・小規模企業に対するきめ細かい経営支援体制の構築
・・・P. 5
3. 創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方
・・・P. 12
4. 下請取引の適正化・下請企業の振興方策
・・・P. 16

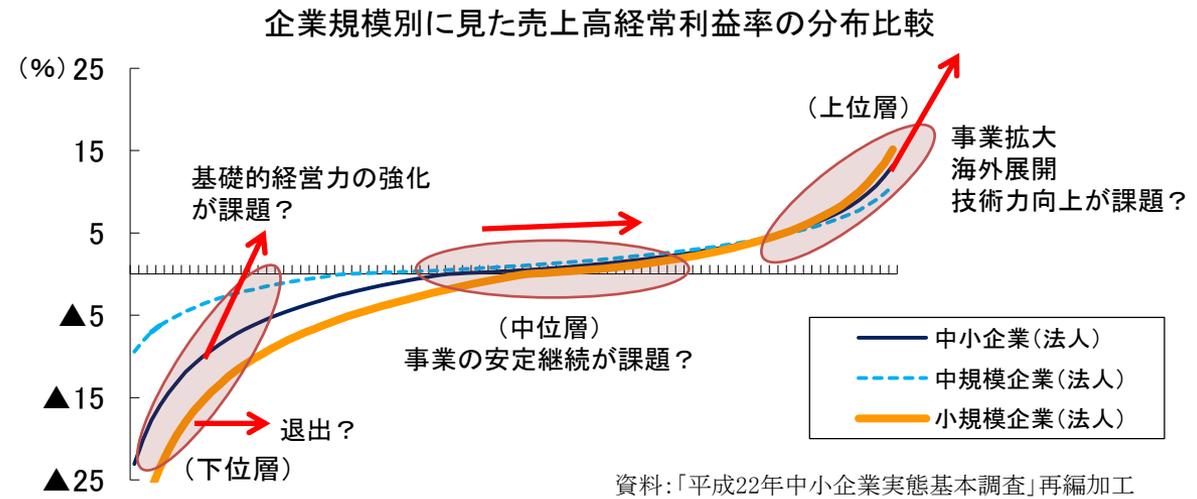
○未来会議で提示された以下の論点の具体的方策如何？

1. 中小・小規模企業が様々な段階・形態・指向を有する中で、中小企業政策により、新分野の開拓や事業拡大を目指す成長指向型の企業が飛躍するための支援を行うことも重要である一方、そのみならず、都市・地方を含め、地域経済に根ざし、安定した経営を目指す企業が活力あるものとして事業を実施できるよう支援することも重要である。（中略）これらを踏まえると、中小・小規模企業政策を立案・実施する際の政策目標は、大きく分けて、以下の2つにあると整理することができる。①グローバル市場をも視野に、新産業の芽となるなど、我が国経済の成長を牽引すること（→成長指向型企業の支援）②都市・地方を含め、地域の雇用や社会をしっかりと支え、津々浦々に活力と厚みをもたらすこと（小さいがゆえに柔軟かつ機動的にきめ細かな活動が可能）（→地域需要創出型企業の支援）
（未来会議取りまとめP10：2～6行目、10～16行目より）【参考1】
2. 中小・小規模企業政策の再構築に当たっては、これまでの中小企業政策を真摯に見直し、小規模企業にしっかりと焦点を当てた施策体系へと再構築することが重要である。その際、小規模企業に活用しやすい施策を新たに作るだけでなく、既存の支援施策（補助金等）についても、「支援期間が短い」「支援対象が狭い」「金額が大きすぎ使い勝手が悪い」「手続きが煩雑」といった小規模企業からの声を真摯に受け止め、一つ一つ抜本的に見直しを行っていくことも重要である。（中略）上記…の観点から、中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討・実施すべきである。（未来会議取りまとめP10：18～29行目、P11：8～9行目より）【参考2】
3. 我が国経済の成長を牽引する中規模企業への支援についても、現在の支援策が十分かどうかを検証し、引き続き、着実に支援策を講じていくことが必要である。（未来会議取りまとめP11：19～20行目より）

企業数、雇用者数が大幅に減少するなど、中小・小規模企業を巡る状況は厳しい。



他方、個々の企業レベルでは、小規模企業にも大きな潜在力を有するものが存在。



(小規模企業の定義)

第二条

第五項 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

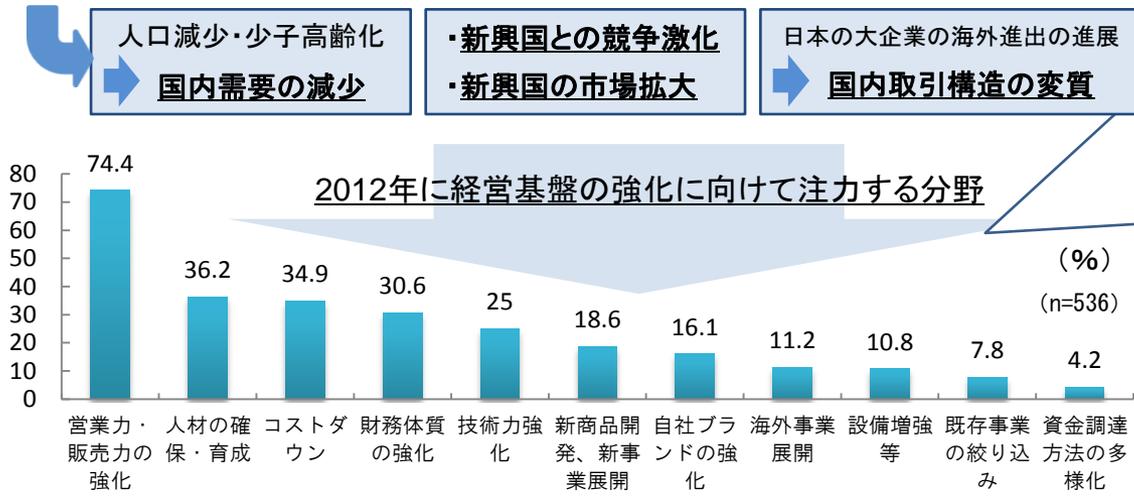
(小規模企業への配慮)

第八条 国は、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

○未来会議で提示された以下論点についての具体的な方策如何？

1. 新たな「知識サポート」プラットフォームの構築（「知識サポート」の抜本強化）（未来会議取りまとめP13：16行目より） 【参考4】
2. 経営支援機関の評価・能力の“見える化”と発信（未来会議取りまとめP14：5行目より）
3. 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構等の既存機関自身の経営支援機能の再生強化（未来会議取りまとめP14：10行目より）
【参考5】
4. 中小企業診断士の専門性強化等（未来会議取りまとめP15：8行目より）
【参考6】
5. ITクラウドを活用した経営支援（未来会議取りまとめP15：28行目より）
【参考7】
6. 小規模企業支援法（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号））（未来会議取りまとめP16：2行目より）
7. 中小企業経営力強化支援法案の着実かつ迅速な実施（未来会議取りまとめP16：21行目より） 【参考8】

○内外環境の著しい変化に伴い、経営支援ニーズも複雑化・高度化。

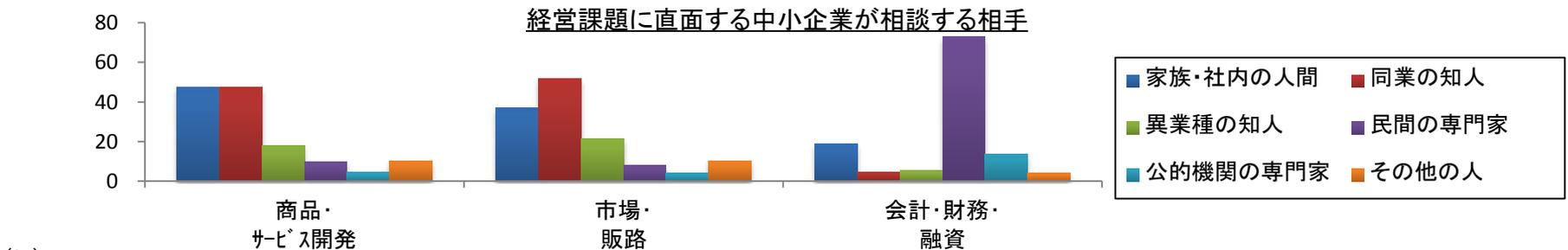


資料:(株)日本政策金融公庫「2012年の中小企業の景況見通し」(2011年12月)

中小・小規模企業からの声 ※中小企業庁のヒアリングによる

- 中国への展開は、契約一つにしてもリスクが大きい。何らかのトラブルで契約解除になり、技術・ノウハウを取られてしまう。
- 少子化・内需減少により、部品等の注文数の減少は必至。生き残るためには、更なる合理化、高付加価値化に取り組まなければならない。
- 東南アジア圏における金型の技術力の急速な向上が脅威。今後、そうしたライバルとどのように競争していけばいいのか、戦略を練る必要がある。
- これまでは、親企業にOEMで卸していたが、親企業が取引を縮小・停止。今後は、自社ブランドとして売り出す必要があるが、どうしたらよいか。
- 近年、一般ユーザーの目が、より安全面、環境面を重視するなど厳しくなり、丁寧な説明も求められる。ユーザーを満足させる品質を維持するのが大変である。

○複雑化・高度化する経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制の構築が重要。



※公的機関の専門家には、商工会・商工会議所を含む。 資料:中小企業白書2008

○小さな企業の複雑化・高度化・専門化する経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制を再構築することが必要。

○今回の未来会議においても、経営支援体制のあり方に関する多くのご意見を伺った。

(関係者の声)

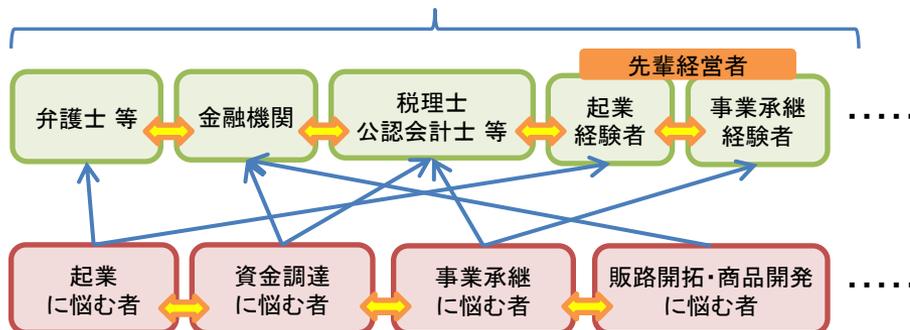
- ・起業にあたり、資金以上に知識サポートが欲しかった
- ・事業承継には、それなりの法的知識が必要であり、このような知識をサポートしていただきたい
- ・組織レベルでの広域のネットワークを構築する必要があるのではないか
- ・誰に相談したら良いか利用者に分かり易くして欲しい 等

○こうした意見を踏まえ、意欲はあるものの「知識」が十分でない者(起業を目指す人、事業承継する人等)に対し、起業・安定化・成長・事業承継の各段階での実践的で生きた「知識」を円滑に共有できる新たな仕組みを構築する。

○この仕組みは、機関を参加単位とするのではなく、意識と質の高いアドバイザー、先輩経営者、経営支援経験者など、新たな発想で構成・運営される意欲ある個人の集合体として構成される仕組みとする。

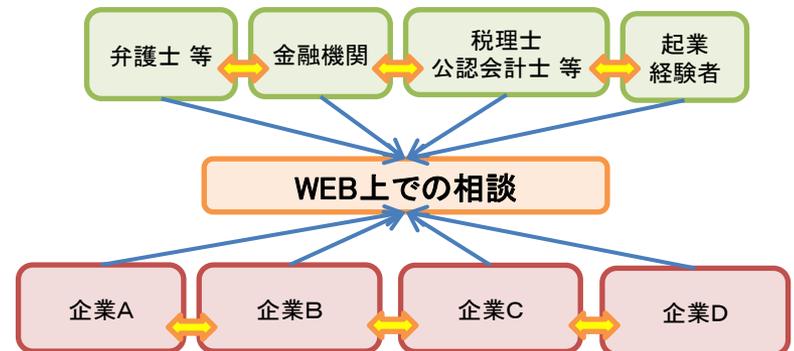
①地域での身近な相談の仕組み

地域ごとに身近に相談・アドバイス ※ネット等も活用

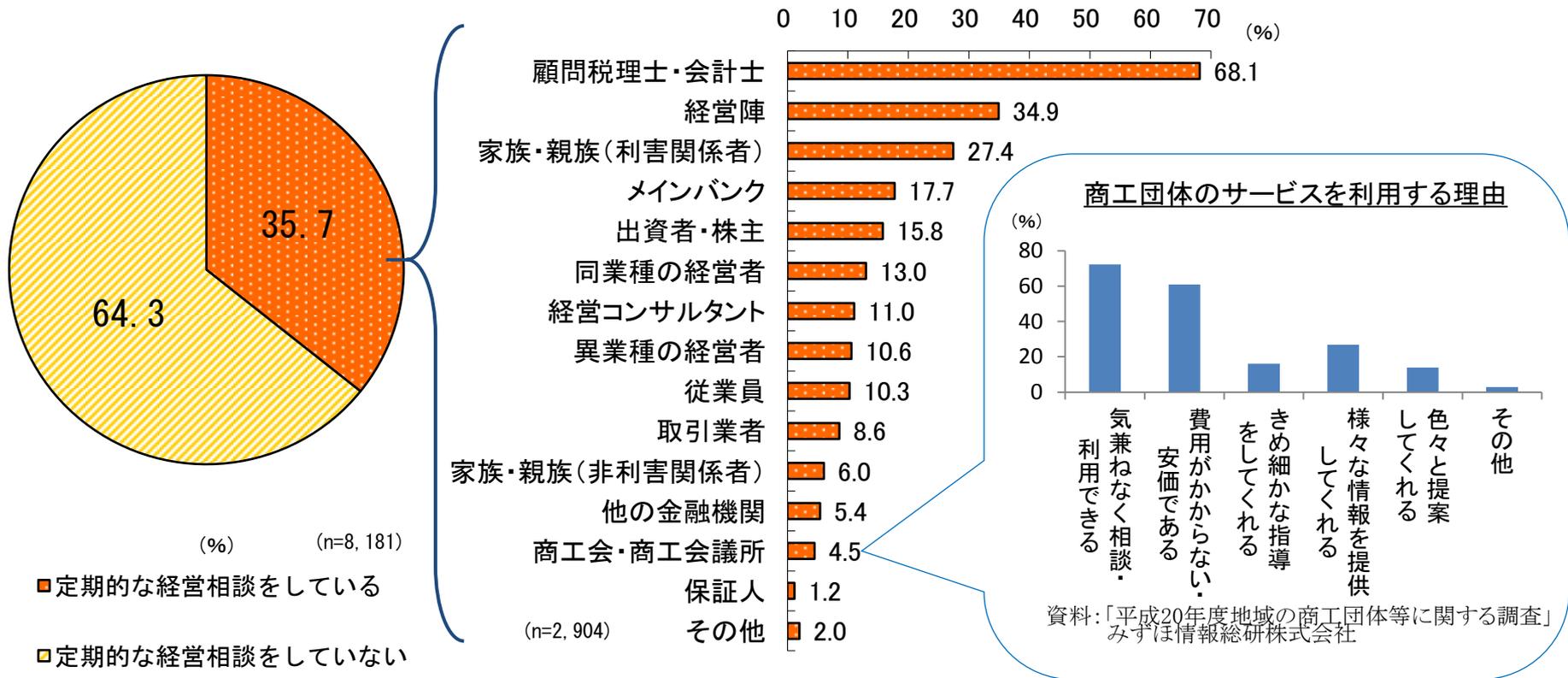


※中小企業経営力強化支援法案による経営支援の充実

②ネットによる相談の仕組み



○これまで中小・小規模企業の経営支援を担ってきた商工会、商工会議所、中小企業団体中央会については、複雑化・高度化している中小・小規模企業の相談に対して、必ずしも十分に対応できていないのではないかという指摘がある。



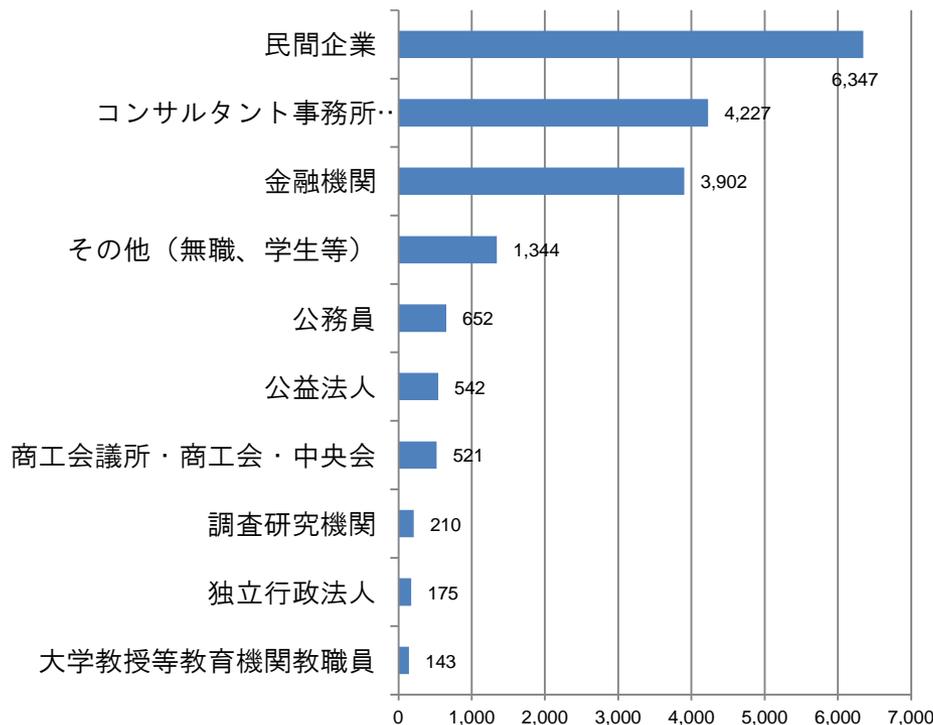
資料: 中小企業庁委託「中小企業の経営者の事業判断に関する実態調査」(2011年12月(株)野村総合研究所)

○中小企業診断士制度は、昭和23年に制度が創設された後、我が国の中小企業の底上げに貢献してきた(登録者数約1万8千人(平成23年6月))。

○他方、同制度を巡っては、以下のような指摘もある。

- －経営支援ニーズが複雑化・高度化・専門化する中で、これに的確に対応できる制度となっているか
- －診断士の所属先や専門分野は多様であるが、小規模企業が自らのニーズに合った診断士を容易に選ぶことができるような仕組みになっていないのではないか
- －診断士は、5年ごとに、その間30日以上業務等を行うことで更新が可能とされているが、資格保有者の能力維持は適切に行われているか

中小企業診断士登録者(18,063人)の所属先内訳
(平成23年6月1日現在※休止者数を除く) (単位:人)



昭和23年に制度を創設

→経営支援ニーズが複雑化・高度化・専門化する中で、これに的確に対応できる制度となっているか

診断士の所属先は様々であり、専門分野も多様

→中小・小規模企業が自らのニーズに合った診断士を容易に選ぶことができるような仕組みになっていないのではないか

診断士は5年毎にその間30日以上業務等を行うことで更新が可能

→資格保有者の能力維持は適切に行われているか

○新たな「知識サポート」を再構築し、中小企業の経営改革を進めるため、インターネット上や地域の相談窓口等での情報提供・相談対応をはじめ、支援機関を評価するとともに、中小企業の効率的な経営管理や新たなビジネス価値の創造を可能とする包括的なクラウドシステムを提供する。

「知識サポート」

WEBによるサークル・ネットワーク形成



イベント・セミナー・交流会の場の提供



「支援サポートデータベースの構築」

- 専門知識や経験を有する支援機関・支援人材の情報 (専門分野、評価を見える化)
- アドバイスや交流を希望する中小・小規模企業者の情報
- FAQ、成功事例集、頑張る中小・小規模企業者の情報
- 国・自治体等の施策・助成制度の情報 等

「経営改革サポート」

リレバン



データに即した経営支援

中小企業



販路開拓

ネットショップ



インターネット



統計処理データ

クラウドDB

「知識サポート・経営革新プラットフォーム(仮称)」

ソーシャルネットワーキングシステムを活用し、Web・面談等による知識サポート・経営改革アドバイス

起業に悩む者

資金調達に悩む者

事業承継に悩む者

販路開拓・商品開発に悩む者

100万社以上の中小・小規模企業

○平成24年6月に公布された中小企業経営力強化支援法を着実かつ迅速に施行することにより、小規模企業への経営支援体制を具体的に充実させる。

○同法の施行や金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を通じ、金融機関による小規模企業の経営支援(リレーションシップ・バンキング)を進める。

概要

○ 中小企業の経営力の強化を図るため、① 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し※、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業(クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等)も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる。

※ 中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言を行う者を認定。

措置事項の概要

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化

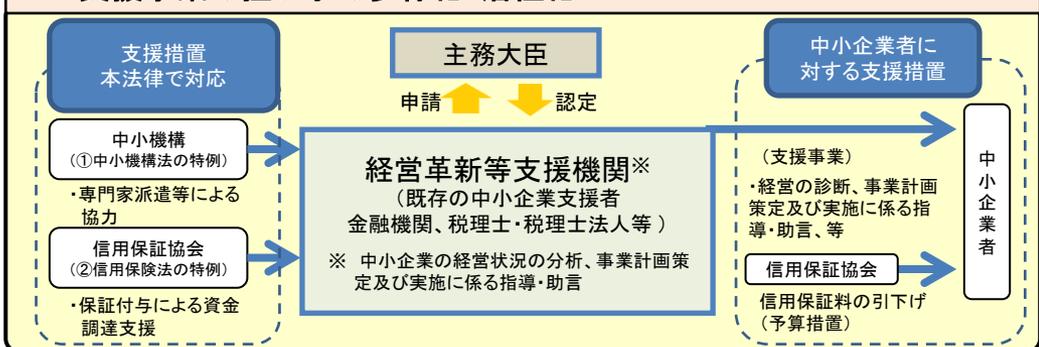
- (1) 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。
- (2) 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援する。
- (3) これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られる。

2. 海外展開に伴う資金調達支援

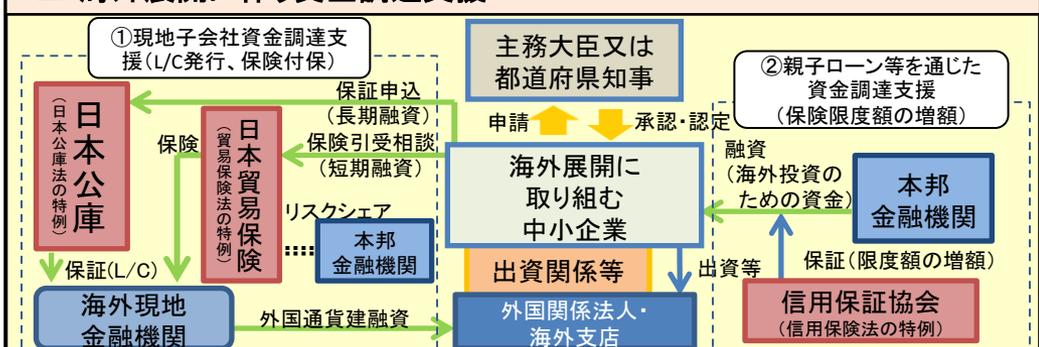
- 承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じる。
- (1) 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達が支援する。
 - (2) 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。国内事業基盤の維持に配慮する。

3. 経営基盤強化計画の廃止

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化



2. 海外展開に伴う資金調達支援



○未来会議で提示された以下の論点の具体的方策如何？

これまでの一律的な小規模企業向け資金繰り支援策を見直し、それぞれの企業の段階・形態・指向に応じ、きめ細かな支援措置を講じるものとする。（P31）

- a. 事業拡大・新分野開拓、海外展開、技術力向上等を目指す成長指向型の小規模企業に対し、必要な資金を円滑に供給するため、新たに出資（“ちいさな企業”未来出資）のスキームを設けるとともに、資本性資金（資本性劣後ローン等）の供給を実施する。これらを通じ、成長指向型の小規模企業の自己資本の充実を図る。（未来会議取りまとめP31：4～8行目より）
- b. 現行の一律のマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）を抜本的に見直し、それぞれの小規模起業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新たな融資制度（新“小規模企業融資制度”）を構築する。（未来会議取りまとめP31：9～11行目より）
- c. 小規模企業者等設備導入資金制度については、多くの都道府県で貸付又は貸与のいずれかを休止している実態や時代的役割を踏まえ、上記（b）のきめ細やかな「新“小規模企業融資制度”」の創設に合わせ、廃止する。（未来会議取りまとめP32：3～6行目より）
- d. また、日本政策金融公庫による低利融資制度についても、小規模企業から「敷居が高く感じる」「審査に時間がかかる」「条件が厳しい」といった声も出ていることを踏まえて、制度運用や業務遂行方法等の見直しを行う。（未来会議取りまとめP32：7～10行目より）



信用保証や担保手段のあり方について、見直しを行う。(P32)

- a. 「同じ国費を投入するのであれば、信用保証協会は不要で、日本政策金融公庫に投入すればよい。信用保証協会がなくなれば、地域金融機関がリスクを考えて企業と付き合いようになる」との意見もあった一方で、「保証協会は基本的には中小企業の信用を補完する機能なので、市中銀行の融資先とのリレーションシップを活用できる立場にある」との意見もあったところであり、これらの観点を踏まえながら、現行の信用保証制度について精査・見直しを行う。(未来会議取りまとめP32：13～19行目より)
- b. より円滑な資金調達を可能とするため、資金調達手段の多様化や従来型の不動産担保以外にも担保手段を拡充する観点から、電子記録債権の活用やABL(動産・債権担保融資)の促進について、実務家を含めた関係者間で協議し、必要となる制度・環境整備を進める。なお、会議では「ABL促進のため、売掛金譲渡禁止特約について制限的な取り扱いを検討すべき。」との意見が出された。(未来会議取りまとめP32：20～25行目より)
- c. また、個人保証に過度に依存しない融資の促進のため、一定の要件の下で経営者本人の保証を猶予する手法や再生局面における個人保証の整理方法など、個人保証のあり方についても、これまで果たしてきた役割を検証しつつ、見直しを行う。(未来会議取りまとめP32：26～29行目より)

○小規模企業の経営状況や経営力は一様ではなく、それぞれの段階・形態・指向に応じた多様な資金ニーズを有している。例えば、成長指向型の企業は、事業拡大・新分野開拓、海外展開、技術力向上等のための規模の大きな資金を必要とする。他方、地域に根ざし、安定した経営を目指す企業は、資金の規模は小さいものの、安定的な資金供給を必要とするといった傾向が見られる。

日々の安定的な運転資金等

都市・地方を含め、地域に根ざし、安定した経営を目指す経営等

成長に向けた資本等

新分野の開拓や、規模拡大を目指す成長指向型の経営等

それぞれの企業の段階、形態、指向に応じた様々な資金ニーズ

安定的な融資
(数百万円～数千万円程度)

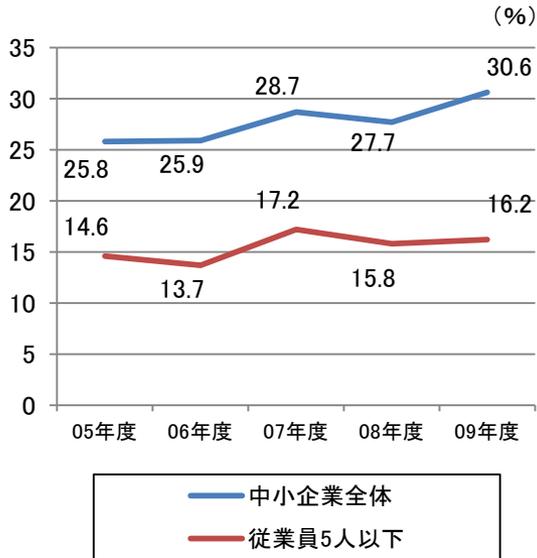
実態に合った融資等による
資金調達支援

融資のみならず、出資・資本性資金
(数千万円～数億円程度)

出資等による
資金調達支援

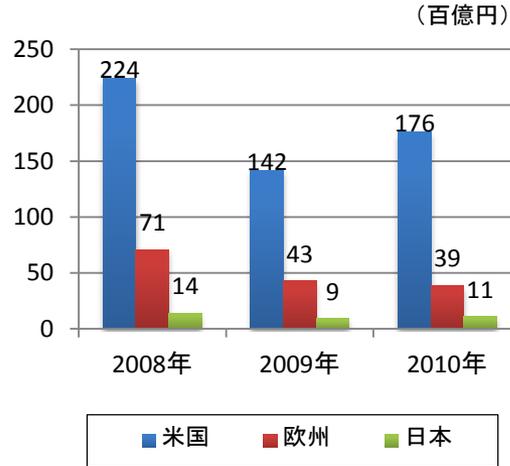
○小規模企業は、自己資本比率は低く、ベンチャーキャピタル等による投資額も欧米に比して低調。

中小・小規模企業の自己資本比率



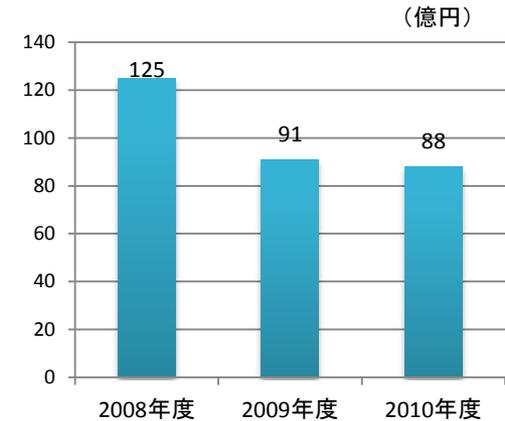
「中小企業実態基本調査」

日米欧におけるベンチャーキャピタル等による年間投資額



「2011年度ベンチャーキャピタル等投資動向調査結果」財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
※日本は年度、米・欧は暦年

中小機構が出資したファンドの投資実績



出所: (独) 中小企業基盤整備機構
※ベンチャーファンド、がんばれ！中小企業ファンド、地域中小企業応援ファンドの合計実績

○未来会議で提示された以下の論点の具体的方策如何？

1. 取引適正化への対応

(1) 親事業者の認識不足による違反への対応

親事業者のコンプライアンス体制は、必ずしも十分に整備されていない場合もあり、こうした体制整備を速やかに行うことが必要である。(未来会議取りまとめP23：5～7行目より)

(2) 悪質な親事業者の違反への対応

現状では、必ずしも中小・小規模企業が相談しやすい環境となっていないため、相談しやすい環境を整備することが必要である。(未来会議取りまとめP23：8～10行目より)

(3) 対象範囲の検討

悪質な親事業者に対して十分な取締を行うことができているかを十分に検証するとともに、対象を他の取引にまで広げる必要はあるかどうか、また、広げる場合にはどのような範囲に広げることが適切かを調査・検討し、必要な場合には、制度見直しを行うことが適当である。(未来会議取りまとめP23：11～14行目より)

2. 下請企業等の振興への対応

(1) 中小・小規模企業グループの活用

金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等の士業、公的支援機関などによる縦のつながりに加え、地域に根ざした中小・小規模企業同士による横のつながりをベースに、中小・小規模企業の潜在力をなお一層高めることができると考えられる。(未来会議取りまとめP24：9～13行目より)

(2) 生産性の向上

生産現場の情報化が進展する中、外部人材による支援や情報通信機器の使用に慣れている青年層などの活用により、各企業の更なる生産性向上を図ることはできないか。(未来会議取りまとめP24：14～17行目より)

下請法対象範囲の基準 = 取引内容 + 資本金区分

取引内容

- ①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託

資本金区分

A: 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託(プログラム)、
役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管、情報処理)

親事業者 下請事業者

資本金3億円超 → 資本金3億円以下(個人含む)

資本金1千万円超 3億円以下 → 資本金1千万円以下(個人含む)

B: 情報成果物作成、役務提供委託 (Aのものを除く。)

資本金5千万円超 → 資本金5千万円以下(個人含む)

資本金1千万円超 5千万円以下 → 資本金1千万円以下(個人含む)

親事業者の義務・禁止行為

義務

- 注文書の交付義務
- 書類作成・保存義務
- 下請代金の支払期日を定める義務
- 遅延利息支払義務

禁止行為

- 受領拒否の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 返品 of 禁止
- 買ったたきの禁止
- 購入強制・利用強制の禁止
- 報復措置の禁止
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 割引困難な手形の交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

下請法の対象となる取引

製造委託

デパート ⇨ 食品
スーパー ⇨ メーカー

プライベートブランド食品
の製造を委託

修理委託

自動車 ⇨ 修理会社
ディーラー ⇨

請け負った自動車の
修理作業を委託

情報成果物作成委託

放送事業者 ⇨ 番組制作会社

テレビやラジオの番組
の制作を委託

役務提供委託

貨物運送 ⇨ トラック
業者 ⇨ 運送業者

請け負った貨物運送業務のうち、
一部の経路の業務を委託

下請法の対象とならない取引

売買取引

デパート ⇨ 卸売業者
スーパー ⇨

汎用品の納入を卸売業者に
発注

カタログ販売(売買取引)

生産機械 ⇨ 電気機器
製造業者 ⇨ 製造業者

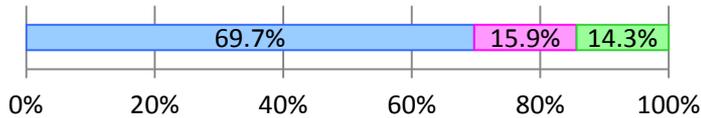
生産機械製造業者が製造した
製品をカタログに掲載し販売

自己のための役務提供委託

工作機械 ⇨ 清掃業者
製造業者 ⇨

工作機械製造業者が自社の清掃
作業の一部を清掃業者に委託

○ 親事業者のコンプライアンス体制の整備状況



- 既に体制整備を行っている
- 今後体制整備を行う予定である
- 体制整備を行っておらず、今後行う予定もない

出典：発注方式等取引条件改善調査（中小企業庁）

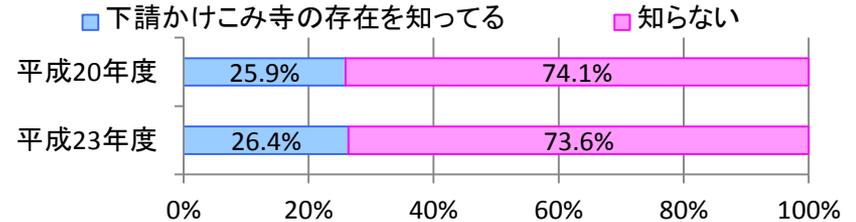
○ 中小・小規模企業の取引に係る相談等の状況

○ 下請かけこみ寺への相談件数

	下請代金法	建設業関係	運送業 関係	合計
平成21年度	949	1,466	248	5,142
平成22年度	928	1,257	211	4,468
平成23年度	925	1,021	148	4,179

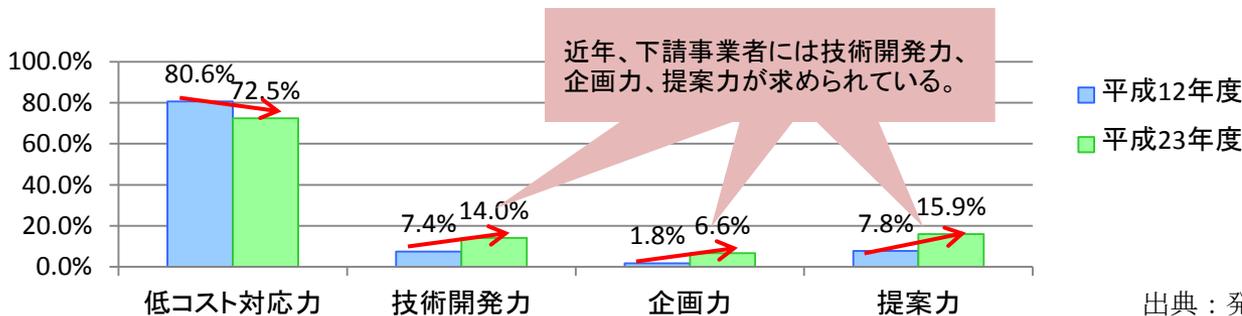
出典：中小企業庁調べ

○ 下請かけこみ寺の認知度



出典：発注方式等取引条件改善調査（中小企業庁）

○ 親事業者が下請事業に期待する内容



出典：発注方式等取引条件改善調査（中小企業庁）